

第1回 大洲市地域部活動推進協議会 次 第

日時:令和6年7月2日(火) 午後4時～

場所:大洲市役所別館3階第1会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 役員選出

4 議 題

(1)「中学校部活動の地域移行」の方針(案)について

5 その他

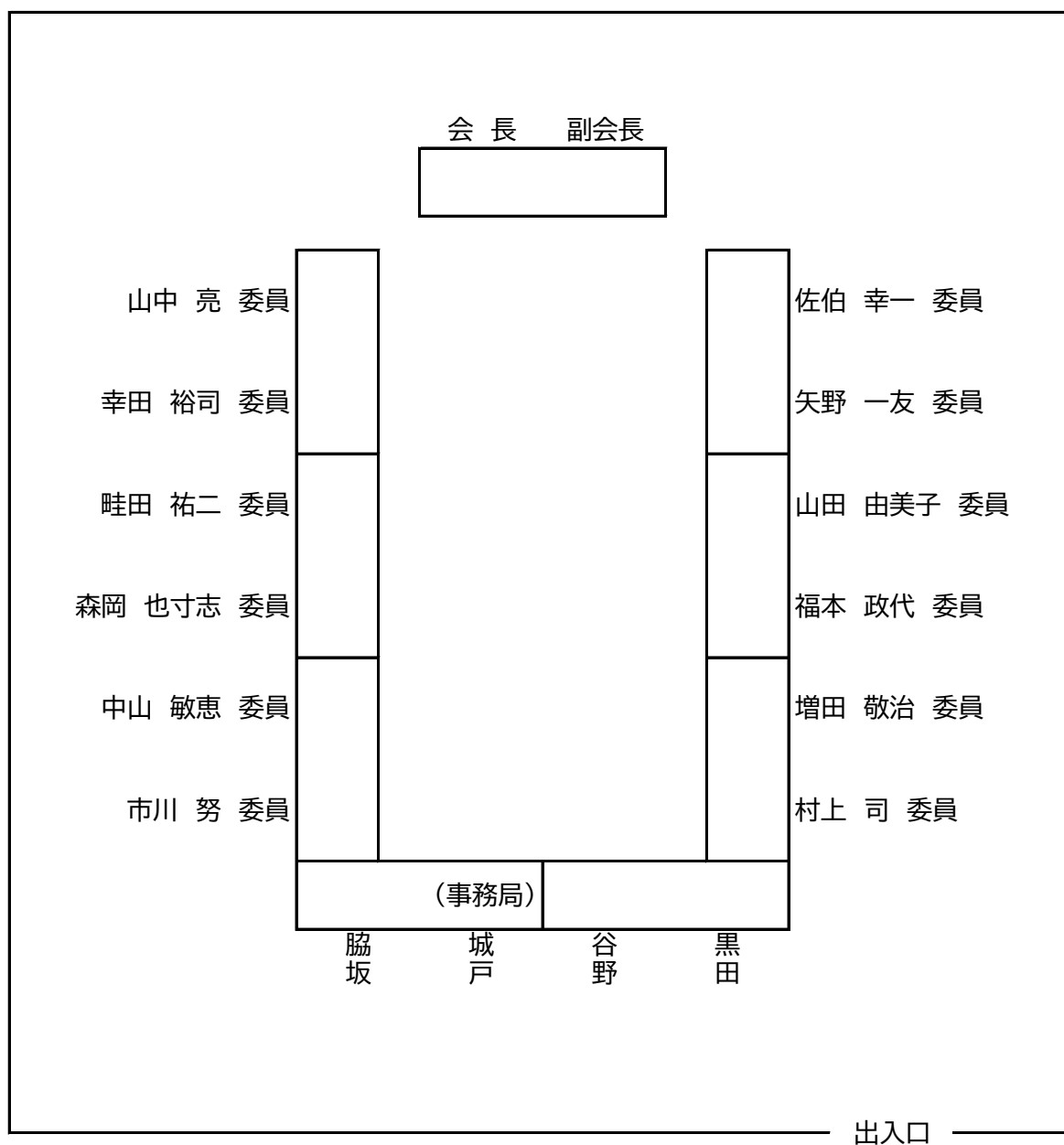
6 閉 会

意見交換会 午後6時～

第1回 大洲市地域部活動推進協議会

<席次表>

大洲市役所別館3階第1会議室



大洲市地域部活動推進協議会 構成員名簿

1 協議会委員

番号	所 属	氏 名	役 職
1	愛媛大学社会共創学部	山 中 亮	
2	大洲市教育委員会	幸 田 裕 司	
3	大洲市教育委員会教育総務課	市 川 努	
4	大洲市校長会	畦 田 祐 二	
5	大洲市学校体育会	森 岡 也寸志	
6	大洲市校長会	中 山 敏 恵	
7	大洲市 PTA 連合会	西 口 愛	
8	大洲市 PTA 連合会	福 本 政 代	
9	大洲市スポーツ協会	佐 伯 幸 一	
10	大洲市スポーツ少年団	矢 野 一 友	
11	おおずスポーツクラブ	増 田 敬 治	
12	大洲市スポーツ推進委員会	山 田 由美子	
13	大洲市教育委員会教育部長	村 上 司	

2 事務局

番号	所 属	氏 名	
1	大洲市教育委員会スポーツ振興課	脇 坂 剛	
2	大洲市教育委員会専門官	城 戸 弘 一	
3	大洲市教育委員会スポーツ振興課	谷 野 真由美	
4	大洲市教育委員会スポーツ振興課	黒 田 亜希子	

大洲市地域部活動推進協議会設置要綱

令和5年6月19日
大洲市教育委員会要綱第10号

(設置)

第1条 大洲市立中学校における部活動について、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保、併せて、教職員の働き方改革に対する支援体制構築に向け、大洲市地域部活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 大洲市における部活動の地域移行に関すること。
- (2) 生徒、保護者及び教職員への実態調査及び研究に関すること。
- (3) 教職員の業務改善(兼職兼業)に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大洲市立中学校の地域部活動に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、大洲市教育委員会が委嘱する。

3 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末日までとする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委嘱後最初の会議は、大洲市教育委員会教育部長が招集する。

(費用弁償及び謝金)

第6条 委員が会議に出席したときは、委員に対し費用弁償及び謝金を支給することができる。

(検討班)

第7条 協議会が実施する調査及び検討を円滑に推進するため、検討班を置く。

2 検討班の班員は、大洲市教育委員会教育部長が指名する。

3 検討班での会議の経過及び結果は、協議会に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会及び検討班の事務局は、大洲市教育委員会スポーツ振興課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

大洲市地域部活動推進協議会

関係機関	所属
学識経験者	
学校関係	大洲市校長会、大洲市学校体育会、大洲市教育研究所、大洲市PTA連合会
団体	大洲市スポーツ協会、大洲市スポーツ少年団、おおずスポーツクラブ
行政関係	大洲市スポーツ推進委員会、大洲市教育委員会
その他	大洲市教育委員会が必要と認める団体

議題(1)【別冊資料】

令和6年7月2日

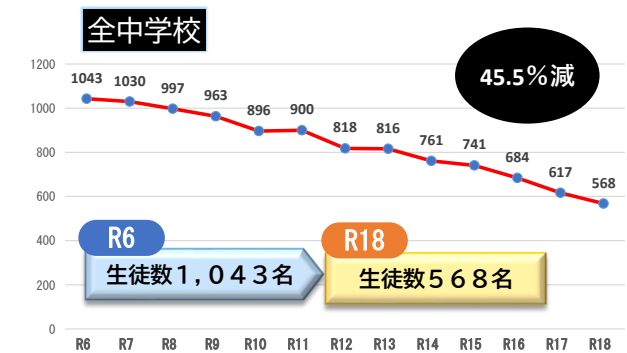
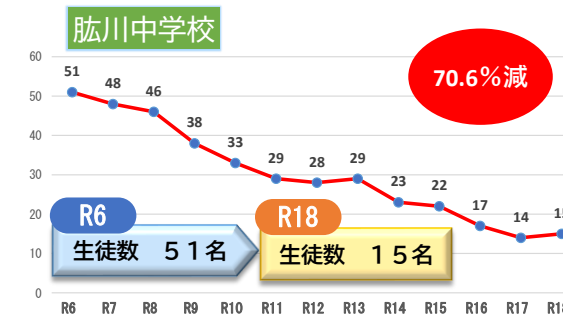
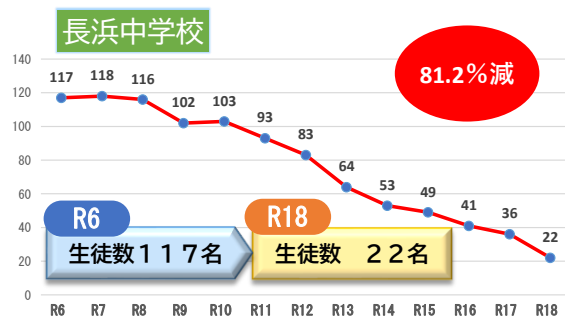
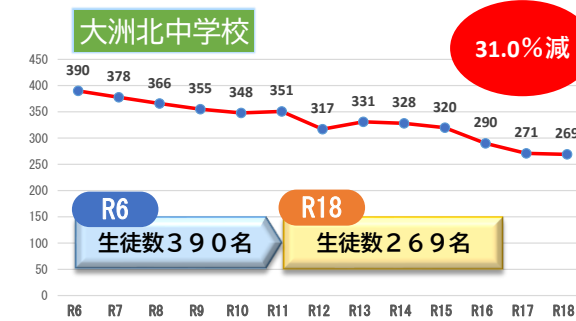
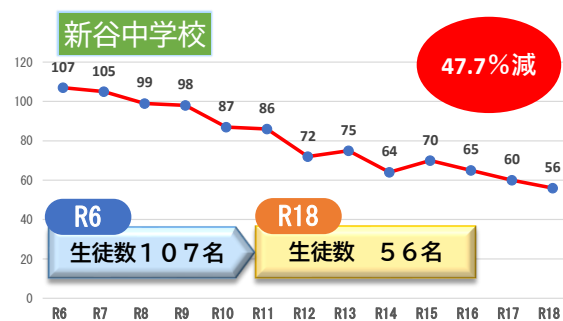
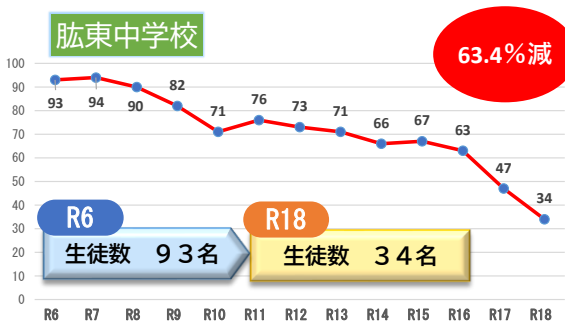
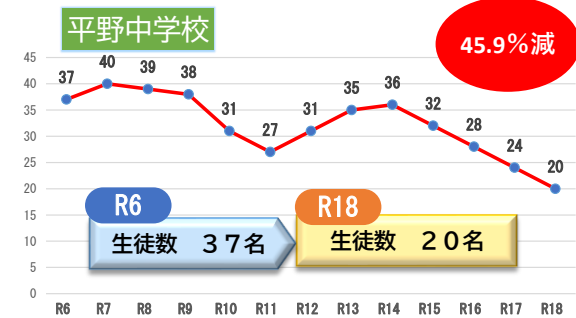
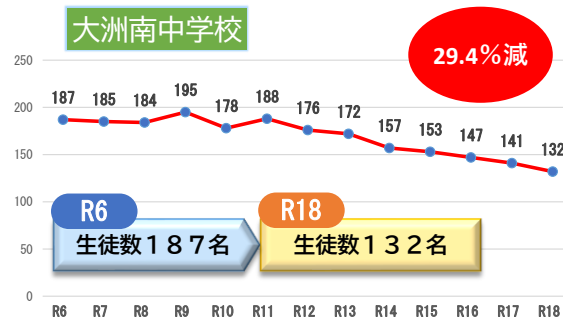
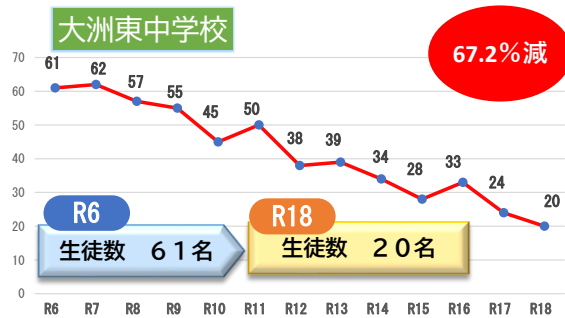
「中学校部活動の地域移行」の方針(案)について

大洲市の各中学校生徒数推移予想（学校基本調査ベース：スポーツ振興課調べ）

（令和6年5月1日現在）

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
大洲東中	16	17	28	17	12	26	7	17	14	8	12	8	13	3	4
大洲南中	74	55	58	72	54	69	55	64	57	51	49	53	45	43	44
平野中	12	14	11	15	13	10	8	9	14	12	10	10	8	6	6
肱東中	35	27	31	36	23	23	25	28	20	23	23	21	19	7	8
新谷中	37	38	32	35	32	31	24	31	17	27	20	23	22	15	19
大洲北中	133	118	139	121	106	128	114	109	94	128	106	86	98	87	84
長浜中	36	38	43	37	36	29	38	26	19	19	15	15	11	10	1
肱川中	15	19	17	12	17	9	7	13	8	8	7	7	3	4	8
計	358	326	359	345	293	325	278	297	243	276	242	223	219	175	174
R6年度 1,043人													R18年度 568人 R6年度比▲475人▲45.5%		

生徒数の推移予想（R6～R18）



令和6年度 大洲市学校別部活動 生徒数(1,2年生)

R6.6.1

種 目	試合 人数	最低 人数	別	大洲南			大洲北			平野			肱東			新谷			大洲東			長浜			肱川			部員数
				1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	
バスケットボール	5	5	男	11	7	18	9	4	13																		31	
			女	1	4	5	8	10	18							4	6	10									33	
サッカー	11	7	共				2	12	14				3	5	8				6	5	11	0	6	6			39	
軟式野球	9	9	共	7	5	12	4	9	13	4	9	13				10	8	18	5	3	8	9	2	11	5	0	5	80
バレーボール	6	6	女	6	3	9	9	8	17	4	4	8	0	5	5							9	4	13	5	3	8	60
ソフトテニス	6	4	男	12	9	21	17	2	19				6	3	9										1	7	8	57
			女	1	3	4	9	4	13							0	7	7	7	3	10	10	9	19	2	3	5	58
卓 球	6	6	男				3	7	10							4	8	12				5	4	9				31
			女	3	3	6	4	1	5				4	4	8													19
剣 道	5	3	男				2	2	4																		4	
			女				1	2	3																		3	
陸上競技			男				0	7	7																		7	
			女				1	2	3																		3	
水泳競技			男				5	1	6																		6	
			女				3	1	4																		4	
運動部員数				41	34	75	77	72	149	8	13	21	13	17	30	18	29	47	18	11	29	33	25	58	13	13	26	435
吹 奏 楽			共	8	8	16	12	2	14				9	0	9	9	4	13	1	4	5	2	9	11				68
美 術			共				15	15	30																		30	
コンピューター			共				23	11	34																		34	
園 芸			共				1	2	3																		3	
生 活			共				1	5	6																		6	
文 化			共	4	5	9				3	1	4							9	2	11	4	4	8				32
総合文化			共										6	7	13										4	6	10	23
文化部員数				12	13	25	52	35	87	3	1	4	15	7	22	9	4	13	10	6	16	6	13	19	4	6	10	196
合 計				53	47	100	129	107	236	11	14	25	28	24	52	27	33	60	28	17	45	39	38	77	17	19	36	631
全生徒数				58	55	113	139	118	257	11	14	25	31	27	58	32	38	70	28	17	45	43	38	81	17	19	36	685
入部率				91%	85%	88%	93%	91%	92%	100%	100%	100%	90%	89%	90%	84%	87%	86%	100%	100%	100%	91%	100%	95%	100%	100%	100%	92%

運動部員数 435人 (68.9%)
文化部員数 196人 (31.1%)

「中学校部活動の地域移行」の方針（案）

令和 6 年度 方針 1

（令和 6 年度中）実証事業として、「カヌー」「軟式野球」「サッカー」に取り組む。

- 令和 6 年度大洲市喜多郡中学校新人体育大会終了後から、カヌーだけでなく、「軟式野球」と「サッカー」においても、市内の希望する全ての生徒が、休日に拠点校（拠点会場）に集まり、地域クラブとして合同練習する。

令和 6 年度 方針 2

（令和 6 年度末までに）「大洲市地域部活動推進協議会」から「大洲市教育委員会」へ提言書を提出する。

- 令和 7 年 3 月をめどに、子供たちのスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保と、学校における働き方改革の推進を目的とした、『大洲市学校部活動の地域移行の在り方に関する提言』をまとめる。

大きな方針

（令和 10 年の夏を目標として）「部活動」から「地域クラブ活動」へ完全移行する。

- 令和 10 年の夏を目標として、平日、休日、運動部、文化部を問わず、部活動については地域クラブ活動へ完全移行する。

令和 7 年度 ～ 令和 8 年度以降の方針

- 提言を受けて、新たに「大洲市地域クラブサポートセンター」を創設し、「新しい地域クラブを創設したい方」、「活動中の地域クラブの公認を受けたい方」、「地域クラブの指導者になりたい方」などを対象として、「創設相談、公認認定、指導者募集、指導者資格取得支援」などを実施し、公認地域クラブの拡大を推進する。
- 提言を受けて、部活動地域移行後の受け皿整備のため、「大洲市地域クラブ」の創設準備をすすめ、部活動指導員、外部指導者、指導ボランティアなどを募集するとともに、地域クラブ活動の選択肢を増やしていく。

大洲市学校部活動の地域移行の在り方に関する提言（案）

令和7年3月

大洲市地域部活動推進協議会

提 言

学校教育の一環として行われてきた学校部活動は、各部活動の責任者の指導の下、教員の献身的な支えにより、生徒にとってスポーツ・文化芸術活動の身近な入口として、また、多様な学びの場として、これまで大きな役割を担ってきた。

しかしながら、全国的に少子化が深刻化する中、本市においても、学校部活動を従来の体制で運営することは非常に困難になってきており、学校によっては、部活動の種目や部員数の減少が見られ、存続が厳しい状況にある。

また、教員の負担軽減と、生徒にとって望ましい指導の実現を図る観点においても、専門性や経験があるかどうかにかかわらず教員が顧問を務めるといった、これまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

このような状況の中、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動にかかる部活動の持続可能な運営体制の構築について、検討及び協議を行うため設置されたのが「大洲市地域部活動推進協議会」である。

本協議会では、これまでに国が示した提言や、愛媛県市町連絡協議会等の意見を踏まえつつ、関係団体、地域、学校、保護者などと連携し、部活動について、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保、併せて、教職員の働き方改革に対する支援体制構築に向けた「大洲市部活動地域移行推進計画」の策定や、各学校の実情に応じた課題を明らかにするための「実証事業」に取り組むとともに、令和5年度から●回にわたって協議を重ねてきた。

今後、本市にとってふさわしく、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点や、学校の働き方改革も考慮した部活動改革に向けて更に具体的な検討を進める必要があると考え、「大洲市学校部活動の地域移行の在り方に関する提言」として取りまとめ、本市教育委員会に示すこととした。

少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を学校や地域の実情に応じながら確保できるよう、本提言を踏まえた地域移行が進められていくことを期待する。

提言 1

市教育委員会は、地域がスポーツ・文化芸術活動を運営できる体制の構築に向けて、国や県、他市町の動向を注視しつつ、地域、学校、保護者、関係団体などと連携し、子供たちの気持ちに寄り添い、本市に適した「部活動の地域移行の在り方」について、調査研究を進めること。

(1) 受け皿の整備

地域部活動の受け皿となり得る地域クラブを把握すること。

(2) 指導者の確保

指導が可能な人材について、県や各スポーツ・文化芸術団体等と連携して広域的に確保すること。

(3) 施設・予算

地域クラブにおける、学校施設等の優先利用、施設使用料や夜間照明使用料の減免、部活動で使用している用具の継続使用などの支援策について検討すること。

(4) 保護者負担

保護者の送迎や、経済的負担の軽減などの支援策について検討すること。

(5) 周知・説明

地域移行の趣旨や本提言の内容、進捗状況等について、学校、児童生徒及び保護者、地域、各スポーツ・文化芸術団体等への周知に努めること。また、希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、運用に係る考え方等を整理すること。

提言 2

市教育委員会は、令和 10 年の夏を目標として、「部活動」から「地域クラブ活動」へ完全移行することについて、調査研究を進めること。

(1) 大洲市地域クラブサポートセンター

地域クラブの拡大を推進するため、「創設相談、公認認定、指導者募集、広報活動支援、資格取得支援」などができる「大洲市地域クラブサポートセンター」の設置を検討すること。

(2) 大洲市地域クラブ

部活動地域移行後の受け皿を整備するとともに、地域クラブ活動の選択肢を増やすため、「大洲市地域クラブ」の創設を検討すること。

(3) 完全移行

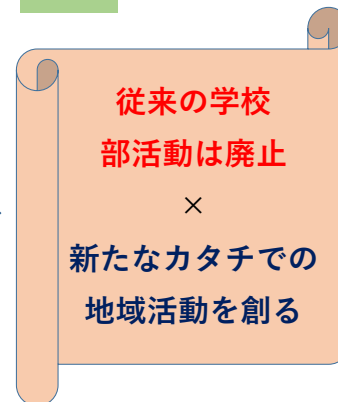
令和 10 年の夏を目標として、平日、休日、運動部、文化部を問わず、部活動については地域クラブ活動へ完全移行することについて検討すること。

学校が運営する「部活動」から、様々な地域団体が運営する「地域クラブ活動」への移行（案）

部活動の問題点

展望

違い



	学校部活動	新たな地域活動
活動場所	学校の施設	学校の施設 市内体育施設、文化施設
活動日数	週4～5日	週1～5日 種目によって柔軟に設定
参加者	その中学校の生徒	柔軟に設定 1校、複数校、多世代
指導者	学校の教員	地域指導者 指導を希望する教員

【新たな活動：地域クラブ活動の特徴】

- ◆ 校区にかかわらず、全ての種目を選択できる
- ◆ 活動場所や時間帯はクラブによって異なる
- ◆ 現在の部活動にない種目の活動もある
- ◆ 指導者は地域の方や希望する教員など
- ◆ クラブの運営者は学校ではなく、様々な地域団体

生徒の受け皿となり得る3つの地域クラブのイメージ

① 大洲市地域クラブ

（中学校版児童クラブ）

◆ 軽スポーツや、様々な文化芸術科学体験などを通して、文化・スポーツ活動を楽しむ機会を提供する。

◆ 外部指導員、ゲストティーチャー、会計年度任用職員、地域おこし協力隊など、あらゆる制度を活用し、地域クラブ体制の充実を図る。

軽スポーツ、美術、コンピュータ、総合文化科学、囲碁将棋、郷土芸能など



② 公認地域クラブ

（中学校版スポーツ少年団）

◆ 認定要件を満たした地域のクラブを、大洲市教育委員会が独自に公認して連携することで、生徒の多様な文化・スポーツ活動の機会を広げ、地域全体で支えるクラブ活動の充実を図る。

（認定要件）◆ 市内の中学生が参加できるクラブであること ◆ 活動拠点は市内であること
◆ 複数の役員や指導者が運営に携わっていること ◆ 営利目的を主とした運営でないこと



③ 民間のクラブなど

◆ 総合型スポーツクラブ
◆ 民間運営のクラブチーム
◆ 塾・スクール・教室



チアダンス、フットサル、バドミントン、水泳、野球、ピアノなど

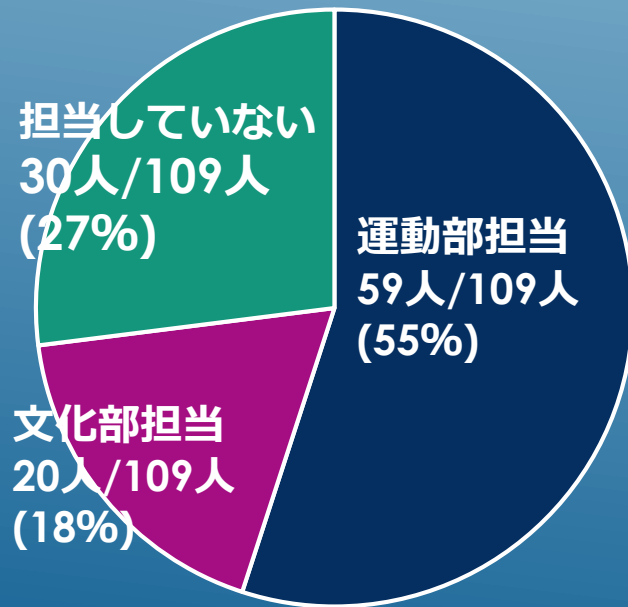
部活動終了までのスケジュール（案）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
教 育 委 員 会	■ 「大洲市地域クラブサポートセンター」 創設～運営 ■ 「大洲市地域クラブ」 創設準備				部活動の終了 大洲市地域クラブ創設		
	部活動 & 地域クラブ				地域クラブ		
小5	小6	中1	中2	中3	◆ 3年間部活動に所属できる最後の学年です。 ◆ 部活動終了後に所属することのできる「大洲市地域クラブ」や「公認地域クラブ」があります。		
		◆ 部活動に加え、公認地域クラブからも選択することができます。 ◆ 公認地域クラブ以外のクラブなどへの参加でもよいです。 ◆ 部員数が少ない場合は、近隣校と合同チームを編成することがあります。					
小4	小5	小6	中1	中2	中3		
			◆ 中2の夏までは部活動や公認地域クラブなどに所属し、その後、令和10年夏に創設予定の「大洲市地域クラブ」へ移籍することもできます。 ◆ 部活動終了後、地域クラブに入らずに、自分の時間を有効に活用することもできます。				
小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
				◆ 中1の夏までは部活動や公認地域クラブなどに所属し、その後、「大洲市地域クラブ」に移籍することができます。 ◆ 部活動終了後、地域クラブに入らずに、自分の時間を有効に活用することもできます。			

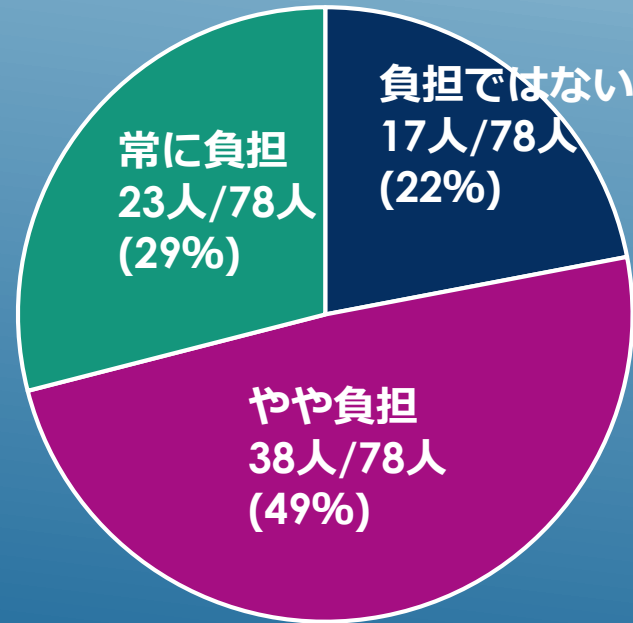
「大洲市部活動の地域移行」に関するアンケート

(中学校教職員 R4.7)

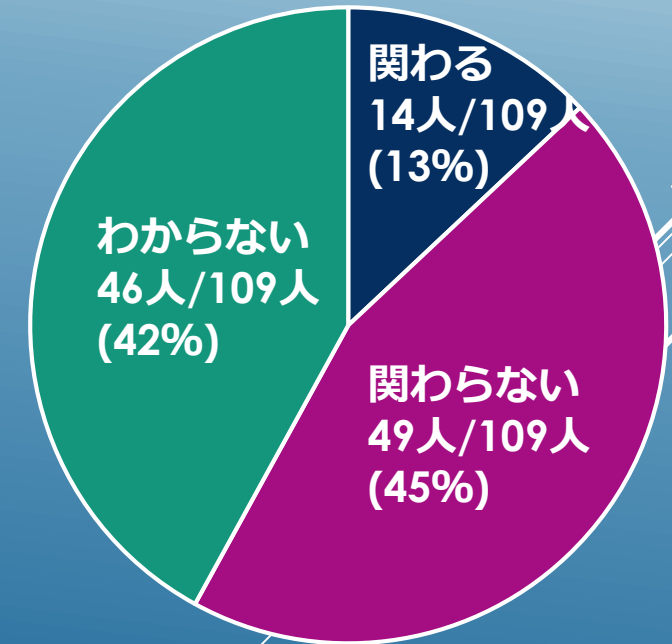
① 部活動を担当していますか？



② 部活動に対して負担を感じていますか？



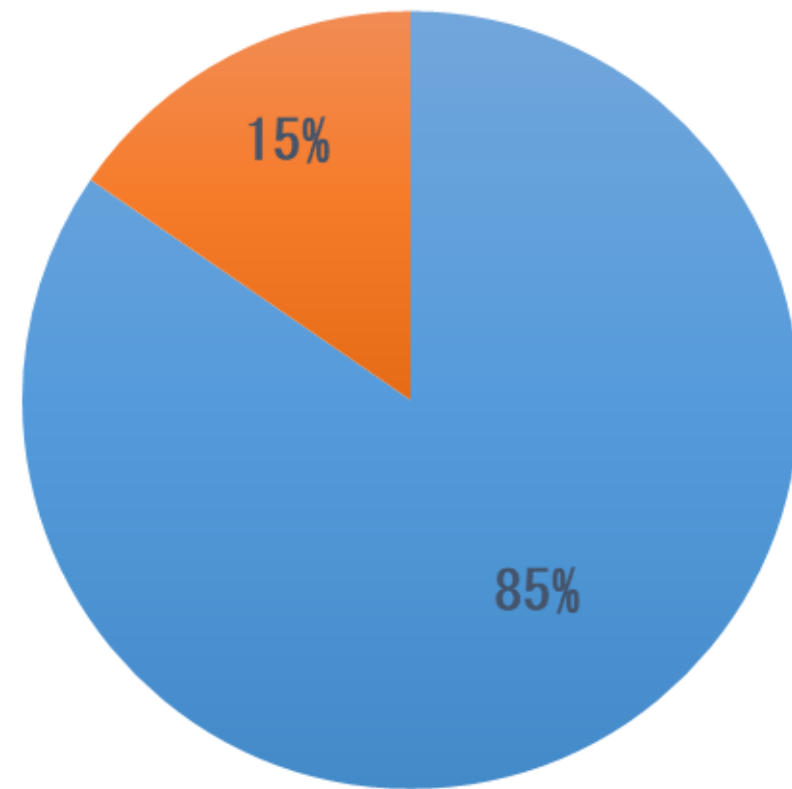
③ 休日部活動に関わりますか？



1. 中学生になったら部活動に入ろうと思っていますか。

(小学校5、6年生 R4.11)

入りたい	538
入りたくない	98



1. お子様が「地域部活動」に入入ることを希望した場合、 どう思いますか。（小学校5、6年生の保護者 R5.3）

賛成	475
分からない	286
反対	63

